

2. 調査概要

(1)調査期日 平成21年9月1日

(2)調査対象

全ての国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び中等教育学校を対象として実施（いずれも分校を含む。）。ただし、休校中の学校は除く。

なお、中等教育学校の前期課程は中学校に、後期課程は高等学校に含めた。

対象学校数(全ての国公立学校)

(平成21年5月1日現在)

区分		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	合計
対象学校数		12,921校	21,881校	10,794校	5,195校	50,791校
内 訳	国 立	49校	74校	79校	19校	221校
	公 立	4,940校	21,604校	9,992校	3,853校	40,389校
	私 立	7,932校	203校	723校	1,323校	10,181校
平成20年度		13,168校	22,097校	10,847校	5,261校	51,373校
平成19年度		13,279校	22,331校	10,879校	5,328校	51,817校
平成18年度		5,243校	22,253校	10,133校	4,053校	41,682校

(3)調査項目

- 校内委員会の設置状況、開催回数
- 実態把握の実施状況
- 特別支援教育コーディネーターの指名、連絡調整等の実施状況
- 個別の指導計画の作成状況
- 個別の教育支援計画の作成状況
- 巡回相談員の活用状況
- 専門家チームの活用状況
- 特別支援教育に関する教員研修の受講状況

※次頁「(参考) 調査項目の概要」を参照のこと。

調査項目の概要

1) 校内委員会

学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

2) 実態把握

在籍する幼児児童生徒の実態の把握を行い、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

なお、発達障害についての実態把握に当たっては、平成11年7月の「学習障害児に対する指導（報告）」及び平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で示された実態把握のための観点（試案）も参照のこと。

3) 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

4) 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

5) 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

6) 巡回相談

指導上の助言・相談が受けられるよう専門的知識をもった教員・指導主事等が、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等を巡回し、教員に対して、障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行うこと。

7) 専門家チーム

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対して発達障害等か否かの判断、望ましい教育的対応等についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織。

8) 特別支援教育に関する教員研修

この調査では、次の基準により集計を行った。

○研修：特別支援教育に関する研修、特別支援教育に関する講義（講義名に明記されているもの。演習・協議等を含む。）を含む教員研修のうち、特別支援教育に関する内容が概ね90分以上のもの。

※行政機関、学校が開催する研修への参加の他、校長会、学会、公益法人、NPO、民間団体等が開催する研修への自主的な参加も含む。

○調査対象教員：校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（いずれも本務者）

○調査対象期間：平成15年4月1日～平成21年9月1日